

○津山工業高等専門学校事務組織規程

〔平成20年4月1日〕
規程第4号

改正 平成21年4月28日規程第9号 平成21年8月25日規程第20号
平成22年2月24日規程第3号 平成25年3月27日規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校学則第10条に定める津山工業高等専門学校事務部の組織について定めるものとする。

(事務部の課)

第2条 事務部に、次の課を置く。

総務課

学生課

(事務部の室)

第3条 事務部に、次の室を置く。

学術・社会連携推進事務室

(総務課に置く係)

第4条 総務課に、次の係を置く。

総務係

財務係

契約係

施設係

(学生課に置く係)

第5条 学生課に、次の係を置く。

教務係

学生生活係

寮務係

学術情報係

(学術・社会連携推進事務室に置く係)

第6条 学術・社会連携推進事務室に次の係を置く。

学術・社会連携推進係

(事務部長)

第7条 事務部に、事務部長を置く。

2 事務部長は、校長の命を受け、事務部の事務を総括する。

(課長)

第8条 課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を総括する。

(課長補佐・専門員)

第9条 課に課長補佐又は専門員を置く。

2 課長補佐又は専門員は、上司の命を受け、課の事務のうち高度の専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を直接処理するとともに、課長の職務を補佐し、課の事務を整理する。

(室長)

第10条 事務室に室長を置く。

2 室長は、事務部長の命を受け、各課の協力を得て、高度の専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を直接処理する。

3 室長は課長補佐又は専門員をもって充てる。

(専門職員)

第11条 課又は室に専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、上司の命を受け、高度の専門知識を必要とする専門的事項を処理する。

(係長)

第12条 係に係長を置く。

2 係長は、上司の命を受け、係の事務を総括する。

(雑則)

第13条 この規程の運用に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年8月25日規程第20号)

この規程は、平成21年8月25日から施行し、平成21年8月1日から適用する。

附 則 (平成22年2月24日規程第3号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日規程第10号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。